

会議記録（報告及び質問又は協議の要旨）

開会 14時30分

教育長挨拶

新年度スタートによる教職員人事異動辞令交付式への出席のお礼を述べ、また本日の議案とする各学校体制の校務分掌に係る主任辞令等に触れ挨拶を行う。

議題

（1）議事録の承認について

教育次長

先に送付していた2月21日開催の臨時教育委員会並びに第12回定例教育委員会の議事録の内容確認について、第12回定例教育委員会で修正等のご意見が、山口委員から指摘があったことを報告し、修正部分を口頭で説明を行った。

その他には、意見や修正は無く、修正した内容をもって承認を求めた。

教育長及び教育委員全員の意見

修正した内容をもって承認された。

（2）議案審議

教育長

議案の審議の前にお諮りします。

第1号議案並びに第2号議案は、人事案件であり、個人情報を含みますので、会議を非公開とし、議事録に審議内容の詳細を記載することを省略してよろしいか伺います。

教育委員全員

異議無し

教育長

全員異議なしと認め、この審議は非公開として、これから議案の審議を行います。

議案第1号、令和5年度東彼杵町立小・中学校の主任等の任命についてを議題とし、審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

東彼杵町立小・中学校管理規則第15条の5から15条の12までの規定に基づき、各学校から具申があった東彼杵町立小・中学校の主任等を下記のとおり任命したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

（教育次長が資料により説明する。説明内容及び審議の詳細は省略）

教育長

これから、令和5年度東彼杵町立小・中学校の主任等の任命についての承認を求めます。

お諮りします。第1号議案、令和5年度東彼杵町立小・中学校の主任等の任命については、原案のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第1号、令和5年度東彼杵町立小・中学校の主任等の任命については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号、令和5年度東彼杵町立小・中学校事務の共同実施室に係る共同実施室長及び共同実施室副室長の任命についてを議題とし、審議を行います。

本案について、事務局から提案理由の説明を求めます。

教育次長

それでは、議案第2号、令和5年度東彼杵町立小・中学校事務の共同実施室に係る共同実施室長及び共同実施室副室長の任命についての説明を行います。

東彼杵町立小・中学校管理規則第15条の13第4号の規定に基づき、令和5年度において、東彼杵町立小・中学校事務の共同実施室に係る共同実施室長及び共同実施室副室長を下記のとおり任命したいので、教育委員会の承認を求めます。

期間については、記載のとおり、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

(教育次長が資料により説明する。説明内容及び審議の詳細は省略)

教育長

これから、議案第2号、令和5年度東彼杵町立小・中学校事務の共同実施室に係る共同実施室長及び共同実施室副室長の任命について」の承認を求めます。

お諮りします。原案のとおり、承認することに異議ありませんか。

教育委員全員

異議無し。

教育長

異議無しと認めます。

従いまして、議案第2号、令和5年度東彼杵町立小・中学校事務の共同実施室に係る共同実施室長及び共同実施室副室長の任命については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号、東彼杵町指定文化財の指定についてを議題とし、審議を行います。

本案について、提案理由の説明を求めます。

教育次長

議案第3号、東彼杵町指定文化財の指定について、東彼杵町指定文化財として指定することについて、東彼杵町文化保護条例第4条第1項の規定により、教育委員会の承認を求めるものです。

なお、提案の理由は、東彼杵町文化財保護条例第4条第6項並びに第7条第2項の規定により、東彼杵町文化財審議会において審議の結果、町指定文化財に指定することに相当との答申を得たので、同条第4条第1項の規定に基づく町指定文化財の指定を行うものです。

(指定文化財の内容については、資料により説明を行う。)

説明は以上です。

教育長

文化財審議委員会の開催はいつですか。

教育次長

令和3年10月になります。

教育長

私もこの2件について文化財的な価値があるということで、実際、現場を見してきました。

指定には地権者や管理者の承諾を得ることになっていきますので、そこが進まなかったところがあります。

山口委員

庄屋の波止跡の所在の瀬戸郷とは、ソリッソリッソの海側ということですか。

教育次長

その通りになります。ソリッソリッソ前の国道と線路を渡り、海側にそのまま下り、その先の海岸に突き出た部分になります。

現状は、表面がコンクリートで仕上がっています。

以前は石垣積みでしたが、台風等で破損し、コンクリートで補修された状態です。

仮に、もっと以前に町指定文化財になっていれば、石垣積みへの復元というようなことが出来ていたかもしれませんが、今の状況はコンクリートですが、指定文化財となれば、昔の状況の石垣積みにも復元ということも将来的に可能になるのではないかなと思われまます。

川原委員

俵坂籠立場の所有者は、土地の管理を行わなくて良いことになるのか。

教育次長

指定文化財は、原則、所有者が管理することになっていますが、高齢化や人手がないなどの状況が出てくれば、町も管理を支援するという形で行っております。

現地の状況も石垣が一部崩れかけており、周辺も荒れかけている状況です。

実際に、所有者の了解を得るのが難航した理由に、指定文化財となれば荒れない

ように、所有者が管理ができるか保障や約束ができなとの不安があらわれました。

その様なことを含めて、町としても一緒になって、継承保存に繋げていきたいということで調整をして了解をいただいたところです。

実際に今現在の町指定文化財で、この文化財の近くには弁財天があり、そこは管理者がいなく、近くの地元の方に草払いをお願いし、町費で対応しています。

また、籠立場の石垣が未だ全部がはっきり見えませんので、一度周辺を整理したいと考えております。

この史跡は、長崎街道沿であり、道幅も当時のままの道幅ではと推測されますので、なるべくそのような事も調査・復元して、歴史愛好家や歩こう会等といった団体の方々に広く紹介したり、または歴史観光等でも活用できたり環境整備等ができればと考えております。

川原委員

庄屋の波止は、船が係留されたり利用がされたりしているのか。

教育次長

船の係留などの利用はあっております。釣り客が利用されている程度です。

教育長

他に質疑はございませんか。

教育委員全員

質疑無し。

教育長

それでは質疑なしと認めます。

これから議案第3号、東彼杵町指定文化財の指定についての承認を求めます。

お諮りします。異議ありませんか。

教育委員全員

はい、異議無し。

教育長

はい、異議なしと認めます。

従いまして、議案第3号、東彼杵町指定文化財の指定については、議案の通り承認することに決定いたします。

以上で議案の審議を終わります。

(3) 協議事項

① 病気休職期間満了に係る分限処分等の事前通告について

- ・本件については、個人情報に係る内容であるため、議事録の記載を省略することで、教育委員からの承認を得て進める。

教育次長

今現在、病気休職中の職員についての件ですが、病気休職期間は、令和5年3月9日から令和5年5月4日まで休職となっています。

(以下の詳細な説明及び協議内容については、個人情報のため記載を省略する。)

教育次長

今回の教育委員会では分限処分等にかかる協議を行う必要があり、教育委員会の開催日程を調整し、5月1日(月)で開催することで決定した。

(4) 報告事項

① 令和5年度教育委員会関係職員の人事異動に係る専決処分の報告

教育次長

資料により、説明を行う。(質疑なし。)

② いじめ防止対策推進法の規定による重大事案に関する調査結果の報告

教育次長

資料により報告内容の説明を行う。なお、説明においては、個人情報を含むことから、議事録に説明及び質疑内容の詳細を記載することを省略することで、教育委員からの承認を得て進める。

(説明内容及び質疑内容等は省略)

③ 3月行政報告

教育次長

資料により、説明を行う。

④ 4月行事予定

教育次長

資料により、説明を行う。

(4) その他

・千綿小、彼杵小学校入学式(4月10日10時)について

彼杵小学校に粒崎教育長が出席、千綿小学校に山口委員が出席することで調整し決定した。また、4月11日の大野原小中学校の入学式には、橋本委員が出席することとした。

○次回開催日の開催日程調整

次回定例教育委員会を令和5年5月1日(月)15時から開催することに決定する。

16時30分 閉会

議事録署名

令和 5 年 5 月 1 日

教育委員 山口直登

教育長 粒崎秀人

